

令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金

小型するめいか釣り漁業の採捕停止命令（令和7年10月31日付）により、経営の維持安定が困難となった漁業者を支援するため、「令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金」を創設します。

区分	内 容
融資対象者	するめいかの採捕停止命令（令和7年10月31日付）の影響により経営の維持安定が困難となった漁業者
資金使途	<p>運転資金</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料費、種苗費、飼料費、諸材料費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など漁業経営の維持に必要な運転資金
貸付限度額	<p>① 簿記記帳を行っている場合 年間経営費の5/12又は粗収益の5/12のいずれか低い額</p> <p>② ①以外の場合 500万円</p>
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
融資利率	年0% (県及び漁業協同組合JFしまねにより利子補給を実施)
信用保証	・全国漁業信用基金協会による保証が利用可（信用保証料 年0.71~1.09%）
取扱期間	令和7年12月19日から令和8年3月31日(融資実行分)まで

申込先	漁業協同組合JFしまね、日本海信用金庫、島根中央信用金庫
問合せ先	島根県農林水産部沿岸漁業振興課 TEL 0852-22-5314